

役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備に関する論 点の検討（2の1）

第1 取締役の報酬等に関する規律の見直し

（前注）取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）の内容に係る決定に関する方針の株主総会における説明義務（会社法制（企業統治等関係）部会資料|4 第1の1）及び取締役の報酬等に関する事項の事業報告における開示（会社法制（企業統治等関係）部会資料|4 第1の4）については，第二読会における検討の結果を踏まえて検討するものとする。

1 株主総会の決議事項の見直し

(1) 株式又は新株予約権である報酬等

仮に，会社法第361条第1項第3号を改正し，株式又は新株予約権である取締役の報酬等についてその数等の具体的な内容を同項の株主総会の決議により定めなければならないものとする見直しをする場合であっても，株式又は新株予約権である取締役の報酬等については，当該具体的な内容と併せて，同項第1号又は第2号に掲げる事項として当該報酬等の額又はその具体的な算定方法をも定めなければならないものとする。どうか。

（注）「会社法第361条第1項第3号を改正し，株式又は新株予約権である取締役の報酬等についてその数等の具体的な内容を同項の株主総会の決議により定めなければならないものとする見直し」としては，例えば，次のとおりとすることなどが考えられる。

- ① 報酬等のうち当該株式会社の株式であるもの又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭については，当該株式の数（種類株式発行会社にあつては，株式の種類及び種類ごとの数）の上限及び当該株式の交付の条件
- ② 報酬等のうち当該株式会社の新株予約権であるもの又は当該新株予約権の取得に要する資金に充てるための金銭については，当該新株予約権の内容の要綱及び数の上限
- ③ 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の株式又は新株予約権であるものを除く。）については，その具体的な内容

（補足説明）

- 1 第一読会においては，指名委員会等設置会社以外の株式会社において，①会社法第208

条第3項に規定する出資の履行又は同法第246条第3項の募集新株予約権の払込金額の全額の払込みに充てるために金銭を取締役の報酬等とする場合であっても、当該株式会社の株式又は新株予約権の「具体的な内容」(同法第361条第1項第3号)を定款又は株主総会の決議によって定めなければならないものとする(『会社法制(企業統治等関係)部会資料』4第1の2(1)(注1))、また、②当該株式会社の株式又は新株予約権を報酬等とする場合に定款又は株主総会の決議によって定めなければならない「具体的な内容」をより明確にすること(『会社法制(企業統治等関係)部会資料』4第1の2(1)(注2))について検討を行った。第一読会においては、いずれについても、消極的な意見は一部あったものの、積極的な意見が多く出された。

本文は、第一読会における議論を踏まえて、仮に、上記①及び②の見直しをする場合(例えば、(注)のような見直しをする場合)において、株式又は新株予約権である取締役の報酬等については、現行法上、新株予約権をストック・オプションとしていわゆる無償構成により交付しようとする場合(無償構成による交付については、『会社法制(企業統治等関係)部会資料』4第1の2(1)(補足説明)1(1)参照)と同様に、当該報酬等の金額又はその具体的な算定方法をも、会社法第361条第1項の株主総会の決議により定めなければならないものとするを提案するものである。

- 2 現行法上、新株予約権をストック・オプションとしていわゆる無償構成により交付しようとする場合には、会社法第361条第1項第3号に加えて、その額が確定しているかどうかに応じて同項第1号又は第2号に掲げる事項をも定める必要があると解釈されている。そして、当該新株予約権の内容の要綱を同項第3号の「具体的な内容」として定め、かつ、当該新株予約権の公正価値を上回る額を同項第1号の「額」として定めている場合には、有利発行規制の適用はないものと解されている。

仮に、(注)のような見直しをした上で、新株予約権をストック・オプションとしていわゆる無償構成により交付しようとする場合には、その内容の要綱等((注)の②)を株主総会の決議により定めていけば足り、会社法第361条第1項第1号又は第2号に掲げる事項として当該報酬等の額又はその具体的な算定方法を定めなくてもよいものとするときは、同項第1号の「額」を基準として有利発行規制の適用の有無を判断することが困難となり、また、これに代替する基準として適切なものを定立することも困難になるものと考えられる。

そのため、仮に、(注)のような見直しをする場合であっても、株式又は新株予約権である取締役の報酬等については、当該報酬等の額又はその具体的な算定方法をも会社法第361条第1項の株主総会の決議により定めなければならないものとするが相当であると考えられる。

- 3 なお、(注)のような見直しをする場合には、現行の会社法第361条第4項の株主総会における説明義務と同様に、(注)の①から③までに掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならないものとするが考えられる。適切なインセンティブを付与するための報酬等の仕組みについての考え方や、金銭である報酬等と金銭でない報酬等との割合など、報酬等の制度全体に関する説明は、基本的に、報酬等の内容に係る決定に関する方針の株主総会における説明義務の問題(『会社法制(企業統治等関係)部会資料』4第1の1)で

あると整理される。ただし、同項が、不確定な金額で与えられる報酬等や金銭でない報酬等について、その算定方法や内容を示されただけでは必要性や合理性について株主にとって明確にならないために設けられたというその趣旨を踏まえると、単なる金額の相当性にとどまらず、①から③までに掲げる事項を定める必要性や合理性についても、「相当である理由」として説明を要することになるものと考えられる。

(2) 各取締役の報酬等の内容に係る決定の再一任

取締役会設置会社において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を取締役に再一任するためには、株主総会の決議を要するものとするについて、どのように考えるか。

(注) 例えば、次のような規律を設けることなどが考えられる。

- ① 取締役会設置会社においては、各取締役（監査委員等である取締役を除く。）の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、第1項の報酬等の範囲内において、取締役会の決議によって定めなければならない。
- ② ①にかかわらず、取締役会設置会社は、会社法第361条第1項各号に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、取締役会の決議によって①による各取締役（監査委員等である取締役を除く。）の報酬等の決定の一部又は全部を取締役に委任することができる旨を定めることができる。

(補足説明)

第一読会においては、取締役会設置会社において、定款の定め又は株主総会の決議によって取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を取締役に委任した場合には、取締役会は、当該決定を取締役に再一任することができないものとするについて検討を行った（会社法制（企業統治等関係）部会資料 | 4 | 第1の3）。第一読会においては、例えば、株主総会の決議により再一任をすることができる旨を定めた場合にのみ、このような再一任をすることができるようにすべきであるという意見や、再一任をしている場合には事業報告において再一任をしている旨等を開示しなければならないものとするべきであるという意見など、企業実務への影響に配慮して法律上禁止することまではしないまでも一定の見直しをする必要があるという意見が多く出された。

本文は、第一読会における議論を踏まえ、取締役会設置会社において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を取締役に再一任するためには、株主総会の決議を要するものとする、例えば、(注)のような見直しをすることについて、どのように考えるかを問うものである。なお、この問題については、(注)のような見直しに代えて、上記のとおり、事業報告における開示のみによって対応するというものも考えられる。

2 株式である報酬等を交付するために行う募集株式の発行又は自己株式の処分における金銭の払込み

仮に、株式である取締役の報酬等を交付するために行う募集株式の発行又は自己株式の処分について、募集株式と引換えに金銭の払込みを要しないことと

することができるものとした場合における不当な経営者支配の助長という弊害が生ずるおそれへの手当ての要否について、どのように考えるか。

(注) 前記1(1)の見直しをすることを前提として、手当てをする必要はないという考え方について、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 第一読会においては、当該株式会社の株式を取締役の報酬等とする場合において、当該株式に係る会社法第199条第1項の募集をしようとするときは、募集株式と引換えに金銭の払込みを要しないこととすることができるものとするについて、検討を行った(会社法制(企業統治等関係)部会資料|4|第1の2(2))。第一読会においては、このような見直しについて積極的な意見が多く出された一方で、不当な経営者支配を助長するおそれがあるのではないかなどの懸念から消極的な意見も多く出された。

本文は、第一読会における議論を踏まえ、仮に、株式である取締役の報酬等を交付するために行う募集株式の発行又は自己株式の処分について、募集株式と引換えに金銭の払込みを要しないこととすることができるものとした場合における不当な経営者支配の助長という弊害が生ずるおそれへの手当ての要否について、どのように考えるかを問うものである。

- 2 既存の規律等による歯止め

- (1) 報酬決議等

指名委員会等設置会社以外の株式会社においては、前記本文1(1)の見直しをすることを前提とすれば、取締役の報酬等として株式を与えるためには、株式の数の上限等(前記本文1(1)注の①)や、その額又は具体的な算定方法について会社法第361条第1項の株主総会の決議により定めることを要する。また、指名委員会等設置会社においては、取締役の個人別の報酬等の内容を、社外取締役が過半数を占める報酬委員会が定めることを要する(同法第409条第3項)。

- (2) 募集株式の発行又は自己株式の処分に関する株主総会の決議

公開会社以外の株式会社においては、会社法第199条第1項の募集を行うためには原則として株主総会の特別決議を要する(同法第199条第2項、第309条第2項第5号)。

公開会社であっても、有利発行規制の適用がある場合には、同様に株主総会の特別決議を要することとなる(会社法第201条第1項)。また、新たな支配株主が現れることとなるような募集株式の割当て等であって、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が反対した場合には、当該割当て等について株主総会の決議(定足数に係る特則が付された普通決議)を要する(同法第206条の2)。なお、前記1(1)の見直しをすることを前提とすれば、金銭の払込みを要しないで報酬として交付される株式についての有利発行規制の適用については、新株予約権をいわゆるストック・オプションとして無償構成により交付する場合(前記1(1)(補足説明)参照)に準じて、当該株式の数の上限等(前記本文1(1)(注)の①)を具体的な内容として株主総会の決議により定め、かつ、当該株式の公正価値を上回る額を同法第361条第1項第1号の「額」として定めている場合には、有利発行規制の適用はないという考え方があり得る。

- (3) 募集株式の発行等の差止め

支配権に争いがある状況において株式を報酬等として交付する場合には、当該株式の発行又は自己株式の処分は、「著しく不公正な方法」によるものとして差止めの対象になり得るものと考えられる（会社法第210条第2号）。少なくとも、当該争いが生ずる前の同法第361条第1項の株主総会の決議に基づき、当該争いが生じた後に従来の持株比率に重大な影響を与える数の株式を報酬等として与える場合には、支配権維持の目的が推認されるため、原則として「著しく不公正な方法」に該当するものと考えられる。

3 手当の具体的な内容

第一読会においては、濫用等の懸念から、報酬として交付することができる株式の数について、事業年度ごとの上限を定めるべきであるという意見があった。他方で、適切な上限を法律で設定することが困難である上に、前記本文1(1)の見直しをすることを前提とすれば、株式を報酬等として交付する場合には、株主総会の決議により株式の数の上限を定めることを要するものとされていることから、それとは別に法律で更に上限を設ける必要性は高くないという考え方もあり得る。

(注) のとおり、前記本文1(1)の見直しをすることを前提とすれば、前記2記載の規律等に加えて、不当な経営者支配を助長するおそれへの手当をを必要まではないという考え方もあり得ると思われる。